

「フィンテックについて」

商学部教授 広瀬 憲三

近年、フィンテックという言葉が新聞等でよく取りあげられる。

フィンテック (FinTech) とは、金融 (Financial) と技術 (Technology) を合わせた造語であり IT 技術を活用した新たな金融サービスである。フィンテックが注目されるようになったのは、リーマンショックの頃からといわれる。2008 年 9 月に起きたリーマンショック (投資銀行であるリーマンブラザーズがサブプライムローンといわれる住宅ローンで大損出をだし破綻、世界的な金融不安が生じた) 後、IT 技術とインターネットを活用し、資金決済サービスや貸し手と借手を手を仲介するといった金融サービスを提供するベンチャー企業が現れるようになった。その背景には、カメラ、生体認証機能などを備えた高性能な「スマホ」が急速に普及し、クラウド機能、AI 性能が高まり、大量のデータの分析が容易になったこと、分散型台帳技術などインターネット環境での台帳管理技術が進んだことが上げられる。その結果、Google、Apple のような IT 企業が新たな金融サービスを提供するようになり、従来は金融機関のみが行っていた送金、融資や家計管理、企業の財務管理などを行っており、伝統的な金融機関にとっては脅威となっている。

三輪純平論文 (「金融庁における Fin Tech への取組み」『信託』273 号 2018 年 2 月) は、日本のフィンテックの現状、海外との比較、金融庁の取組みなどを紹介している。日本と海外の金融サービスの比較では、日本の金融機関は、「高機能な ATM を基礎に、高い安全性を確保し、高水準のサービスを提供」しており、1990 年代からはネット銀行、プリペイドカード、電子マネーも拡大しているが、海外の金融機関のように企業の資金管理の効率化をサポートするキャッシュマネジメントサービスのような金融と IT を活用したフィンテックの分野で遅れをとっており、金融機関の IT への投資も米国は新たな開発のための攻めの投資に対し、日本は既存システムの管理など守りの投資が多く IT エンジニアの雇用割合でも大きな差があるのが現状であると指摘している。このような現状を踏まえ、三輪論文は金融庁の取組みとして、「①銀行法を改正し、利用者保護を確保しつつ、金融機関とフィンテック企業とのオープン・イノベーションを推進するための環境を整備し、②IT 分野の技術革新の実用化等を促進するため、フィンテック企業に対する支援態勢を整備、③企業の財務・決済プロセスの効率化をはじめとする決済高度化を推進、④海外当局との間におけるフィンテックに係わる協力枠組みの構築等の国際的なネットワークの強化」などについて紹介している。

築田論文 (「フィンテック時代の金融サービス産業—イノベーションと新たな競争戦略—」『大銀協フォーラム研究助成論文集』22 号 2018 年 2 月) は、フィンテックに対するイギ

リス、シンガポール政府の取り組みについて述べている。梁田論文によると、イギリスでは、2014年から開始した金融行為規制機構による Project Innovate が中心であり、「金融分野における破壊的イノベーションを通じた競争促進と競争力の強化を目的」としており、シンガポールでは、2014年11月に11月にシェンロン首相により打ち出されたスマート国家構想でフィンテック分野のイノベーションを後押しすることが述べられており、シンガポール金融管理局は2015年よりフィンテックスタートアップ企業のエコシステム構築を支援している。さらに「毎年のようにシンガポールでフィンテック関連国際イベントを開催し、世界中にシンガポールのフィンテック企業を紹介するとともに投資の呼び込み」活動もしている。

日本においても、金融とITとの融合の重要性と将来的な可能性を見据え、金融庁は2015年12月に「FinTechサポートデスク」を設置し、2017年9月には、「FinTech実証実験ハブ」を設置している。日本銀行も2016年4月に決済機構局にフィンテックセンターを新設している。また、2017年には銀行法が改正され、銀行のAPI(Application Programming Interface)の利用が可能となり、アプリ利用者が許可すれば、銀行振り込みを外部アプリから行うことや会計ソフト、家計ソフトなどのアプリが銀行取引明細を取り出すことが可能となった。みずほ銀行がスマホを通じて自分の銀行口座から「SUICA」にチャージできるサービスなどはこの法律の改正によって可能となった。

ITの急速な発展により、ITと金融とが結びついたフィンテックはこれからも多くのビジネスチャンスをもたらすだけでなく、ビジネスのあり方自体、業界の区分も大きく変えていくだろう。各国政府も様々な実証実験等に対し支援を行い、フィンテックの発展を後押ししている。

一方、三輪論文でも指摘しているように、業界間での垣根が低くなっている中、「楽天は銀行を作ることができるが銀行は楽天を作ることができない」といわれるように、日本では業界ごとで規制、ルールが異なっている。政府として統一したルールを作らなければ健全な競争が行えないかもしれない。それ以外にもプライバシー保護の問題、セキュリティーの問題もある。今後、日本はフィンテックの発展のためにこれらの諸問題にどう対応していくか注目したい。